

平泉町農業委員会告示第13号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定に基づく別段の面積を次のとおり定め、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月8日

平泉町農業委員会会長 千葉 賢一



1. 適用地域 平泉町全域
2. 別段の面積 10アール
*空き家バンクに登録された空き家に付随した農地の下限面積は1アール（平成31年4月1日施行）